

横浜市 泉土 指令第 06836 号
令和 6 年 4 月 1 日

公園施設設置許可書

和泉町第三公園愛護会会长

佐藤 茂

様

横浜市泉土木事務所長 斎藤 慎太郎



令和 6 年 2 月 15 日に申請のありました公園施設の設置については、都市公園法第 5 条の規定に基づき、次の条件を付けて許可します。

1. 設置場所	泉 区 和泉町第三	公園 (申請書添付図面に示す場所)
2. 設置施設	愛護会倉庫	
3. 設置目的	公園愛護会倉庫	
4. 設置面積	(別紙のとおり)	
5. 設置期間	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 11 年 3 月 31 日	
6. 使 用 料	免除	
7. 条 件		

- (1) 設置施設は、申請書及び添付図面に示されたとおりのものとし、かつ設置目的以外に使用しないでください。
- (2) 設置施設は、設置者の責任と負担において適正に維持管理してください。
- (3) 施設の設置者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させないでください。
- (4) 施設の設置工事を行うにあたっては、横浜市泉土木事務所長の指示に従ってください。
- (5) 施設の改築等を行う場合は、事前に公園施設設置許可事項変更許可申請書を提出し、許可を受けてください。
- (6) 施設の破損あるいは老朽化した場合は、速やかに修復又は、廃止してください。
- (7) 設置施設に起因する事故については、申請者において一切の責任を負ってください。
- (8) 本市において公益上必要が生じたとき、又はこの許可条件に違反したときは、施設設置期間中といえども、許可を取り消すことがあります。
- (9) 設置期間を更新しようとするときは、期間満了 1 か月前までに、公園施設設置期間更新許可申請書を提出し、許可を受けてください。
- (10) 施設の設置期間が満了したとき、設置期間満了前に施設を廃止したとき、又は設置許可の取り消しがあったときは、15 日以内に公園施設設置廃止届を提出し、使用場所を現状に回復するとともに 15 日以内に公園現状回復届を提出し、検査を受けてください。
- (11) 以上のほか都市公園法、同法施行令、横浜市公園条例及び同施行規則を守ってください。

8 追加条件

指令番号 R063706836

公園名	公園No.	設置施設	面積	構造・規模	箇所数	使用料
和泉町第三公園	1571	愛護会倉庫			1 基	
合計欄						